

きょうと福祉倶楽部だより

2020年 2号

関東地方で登録ヘルパーとして働いている藤原るかさんが国を相手に国家賠償請求訴訟を提起しました。

藤原さんらの願いは介護に働く仲間の労働条件を改善して現場を守る事、そしてヘルパーを利用して地域で安心して暮らせる社会を作る事です。

きょうと福祉倶楽部も応援します！藤原さんにその想いを綴ってもらいました。

ヘルパー不足は国の責任！

無年金になると思っていた年金が(月額3万1千円)3年分遡及された事で、そのお金を元に国を相手にヘルパー裁判を起こそうと思いました。

それは直行・直帰型の登録ヘルパーとして働くヘルパーなら誰でも疑問を持っている「移動・待機・キャンセル」が労働基準法通りの賃金をもらえない理不尽な働き方になっている実態を変えたいと思ったからです。

私の場合毎月2万円～8万円も予定の収入が減るという生活でした。その為、国民年金1万6千円を25年掛け続けられなかったのです。国は労働基準法通り支払うことは事業所の責任だという姿勢です、登録型ヘルパーが7割もいる実態を知ってながらです。介護保険スタート時から変わらない労働環境に「労働基準法も守れない介護保険法は違法ではないか？」と考えるに至りました。裁判用語では【規制権限の不行使】というそうです。

ケアの質を担保するには以前からチームケアが必要といわれていますが、実際には、

「あなたの都合の良い時間で働ける」というキャッチフレーズ求人広告で採用されて、事業所に登録する「登録型ヘルパー」で自宅から利用者宅を往復する働き方です。

しかも政府は「誰でも出来る仕事」というのです。

ヘルパーの仕事は体調の変化の多い高齢者宅で自分の持つ知識と知恵を総動員して、低年金から来る経済的な不逞、健康への不逞や居宅に他人を入れる不信から、信頼関係を築き、生活を整え、介護保険システムへの信頼を築く活動を淡々と続けています。しかし、直行直帰の働き方ではその日、その時で変化が出る当事者の生活状態を掴んだまま自宅に戻り、仲間との支援方法の検討や介護記録の共有も、状況を報告する時間も電話代金も保障されていません。介護に必要な情報の共有にかかわるほとんどの時間を、ボランティア・無償の働き方が多数放置されているのです。そのような働き方で要介護者の尊厳ある暮らしを守る「ケアの質」を担保する事が出来るのでしょうか？

この裁判では労働基準法上の拘束時間(移動・待機・キャンセル)について問題として提訴しましたが、私は実際に求められている「チームケア」や「ケアにおける「質」の向上等が保障された働き方ではないという事を合わせて問いたいと思っています。

政府は「生産性・効率性」という方針の下、ヘルパーの生活援助は効率が悪いとい、80代・90代の当事者の方が「明日、生きているか分からないよ～！」と言われる暮らしの中で、明日、1週間先、1か月先、一年先のイメージを一緒に作る事で「主体的に生きるエネルギー」を創る仕事です。

今、介護保険は食べたい物を食べられない状況にあると云っても過言ではありません。生活援助45分では一緒に買い物に出る事も、料理をする事も出来ません。買い物メニューを考える事すら難しいとは思いませんか？しかも週に1回～2回の訪問です。コミュニケーションをとる時間すらないのが現状です。

「生活の質」をどのように考えるかが、少子高齢化、超高齢社会を迎えた私たちに問われていると思います。私たちの提起したヘルパー裁判は介護保険20年が経過しても、労働基準法が守られない事で不利益の出ているヘルパーの労働環境を問題にしているだけでなく、その事を通じて「ケアの質」は「生活の質」に直結する事、これは基本的人権を保障する国の責任を問う裁判にしてゆけたらと思っています。

ホームヘルパー裁判原告 藤原るか

